

第2回赤穂市総合計画審議会

- 1 日 時 令和2年6月29日（月） 午後3時00分～午後4時25分
- 2 場 所 赤穂市総合福祉会館3階集会兼運動指導室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 加藤 明、亀井義明、三木澄代、一瀬貴子、酒井増二、水野 亮、福本俊弘、
鷹 ころろ、眞殿としみ、岩崎由美子、勝原建夫、小河尚子、平林恵美、
三浦麻子、目木敏彦、尾城大介、平田一典、安田 哲、寺岡里江子、川西沙紀、
水野香保里
 - (2) 事務局 平野市長公室長、澁谷政策担当課長、谷政策担当係長、門口主査
(株式会社ぎょうせい) 山野充寛、井澤和貴、齋藤智泰
- 4 会議の概要
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 協議
 - ① 2030赤穂市総合計画（案）の修正箇所について
 - ② パブリックコメント案について
 - (5) その他
 - ① パブリックコメントの実施について
 - ② その他
 - (6) 閉会

議 長 定刻になりましたので、ただ今から、第2回赤穂市総合計画審議会を開催いたします。
本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
本日の会議についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長時間の会議とならないように努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆さまには、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
はじめに、委員の出席状況について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 委員数22名のうち、出席者は20名でございます。（委員1名 遅れて出席）

議 長 ありがとうございます。
事務局の報告により、過半数に達しておりますので、審議会規則第5条第2項の規程により、会議が成立することを宣言いたします。ありがとうございます。
協議に入ります前に、報道の方をお願いいたします。
ビデオカメラ等による撮影、録音はご遠慮いただき、会議中の写真撮影につきましては、只今から、会長による議事開始前までの間とさせていただきます。
必要な方は、この時間内をお願いいたします。

議 長 それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。
開会にあたりまして、私の方から一言ごあいさつ申し上げます。

（会長あいさつ）

議 長 続きまして、「3 委員紹介」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の名簿の順にご紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、ご起立の上、一言自己紹介をお願いいたします。

（委員自己紹介）

議 長 それでは、4の協議事項に入ります。
これまで、2030赤穂市総合計画（案）について、各部会で審議し、皆さんからさまざまなご意見等をいただきました。皆さんからいただいたご意見を集約し正副会長、部会長会と事務局で協議し、修正する箇所や会議の中で宿題になっていた箇所を、事前配布した「赤穂市総合計画 修正一覧」にまとめております。この「赤穂市総合計画 修正一覧」に皆さんのご意見を反映させておりますので、この「修正一覧」をもってパブリックコメント案とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。
それでは、「(1) 2030赤穂市総合計画（案）の修正箇所について」と「(2) パブリックコメント案について」については、関連がありますので、一括して事務局から説明申し上げます。

事務局

それでは、ご説明に入らせていただきます。事前にお配りしている修正一覧表、以前からお配りしている計画書案をお願いします。こちらの修正一覧には事前意見、審議当日の意見により修正する箇所、当日出された意見に対する回答、当日出された意見で宿題となっていたものへの回答、正副会長、部会長会において追加で出された意見についての回答を取りまとめて掲載しています。これまでの会議で出された全ての意見を掲載しているわけではございません。後日、全ての意見を掲載したものを委員の皆様にお配りする予定にしておりますので、その件についてご了承いただきますよう、よろしく申し上げます。

修正一覧表についてはご一読いただいておりますので、私の方から修正箇所のみご報告させていただきます。まず、こちらの計画書案を見ながら修正する箇所のところをお伝えしていきますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず3ページ、3計画の構成部分について、こちらは最終的に冊子になる際に、ピラミッドの形はそのままで見やすくなるように修正します。

続いて5ページ、1社会潮流のタイトルの下ですが、修正一覧表にお示ししている一文を加筆します。

続いて同じく5ページ、②人生100年時代の到来の中の下から2行目、「労働者」という言葉を「誰もが」に修正をします。

続いて6ページ、⑥地域のつながりの大切さの再認識の部分です。第1段落の2行目、「一方で」を「こうした生きづらさやリスクは」に修正し、文末の「変化しています」を「変化してきたことでより深刻さを増しています」に修正します。

続いて、7ページになります。(1)位置・地勢の4行目、「自然環境に恵まれた」の後に、「温暖な」という文言を加筆します。

続いて、計画書全体を通してですが、冊子になる際に、各ページに用語解説が必要な部分については、そのページ内に解説を注記するようにします。

続いて、A3資料2ページ目になります。計画書案21ページの3土地利用の方向性について、こちらは事前にお配りしている別紙のとおり全体的に見直しをかけて修正します。また、追加という形で土地利用図が載ったものを資料としてお配りしてありますが、こちらを本文に追加する形で修正します。

続いて24ページ、総合計画におけるSDGs達成に向けた取組の推進の文章中3行目、「SDGs」の後ろに、「P93参照」と加筆修正します。こちらについては、最終的に冊子になる際には、ページ数等も変わるとお思いますので、そのときのページを入れるようにいたします。

続いて30ページ、施策「①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める」の現状と課題の3つ目、困窮者の前に「生活」という文言を加筆し、表現を統一します。

続いて31ページ、施策の展開4生活困窮者の自立の促進の主要な取組の4つ目、「担い手の育成」という文言を「関係者の相互理解」に修正します。

続いて32ページ、施策「②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える」の現状と課題の3つ目、「すべての人が安心して子どもを産み育てることができるよう」という文言を「安心して子どもを産み育てられる支援のひとつとして」に修正します。

続きまして、A3資料3ページに入ります。計画書案32ページ、施策の方針の3行目、

「運営体制の整備」を「運営体制および施設整備」に修正します。併せて、33ページの施策の展開1子育て支援環境の充実の主要な取組の3つ目の提供体制の充実の後ろに、「および施設整備」という形で加筆します。

続いて33ページ、施策の展開1子育て支援環境の充実の主要な取組1つ目、「多様化するニーズに対応した」を「子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた」に修正します。

同じく施策の展開1子育て支援環境の充実の主要な取組3つ目の「教育・保育のニーズ」を「教育・保育の利用希望」に修正します。

続いて、施策の展開4家庭と地域における子育て支援の主要な取組1つ目の「子育て支援意識の啓発」を「市民の子育て支援意識の強化」に修正します。

同じく、施策の展開4家庭と地域における子育て支援の3つ目の「住民ニーズを」を「住民のさまざまな利用意向」に修正します。

続いて45ページ、施策「⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる」の施策の展開4地域防災力の向上および防災体制の充実の主要な取組の一番下、業務継続・受援体制の整備について、業務継続と受援体制を用語解説に加筆します。現在お配りしている用語解説の中に、業務継続・受援体制という形で一括で掲載しておりますものを、業務継続と受援体制に分けて掲載するようにしたいと思います。

続いてA3資料の4ページ、計画書案55ページの施策「⑩利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する」の施策の展開1市内幹線道路等の整備促進の主要な取組の4つ目の「サイン等の整備やレンタサイクルの利用促進」という文言を「サインなど、自転車利用空間の整備促進」に修正します。

続いて57ページ、施策「⑬水とみどり豊かな都市をつくる」の目標指標の目標値について、2025年度は「44.7」、2030年度は「46.8」に修正します。これに伴い事前にお配りした参考資料9の目標指標一覧の中の数値も修正します。

同じく57ページ、施策の展開4都市緑化の推進の主要な取組に「市民が実施する壁面緑化やグリーンカーテンなどの取組の支援」という文言を追加する形で加筆します。

続いて59ページ、施策「⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する」の施策の展開1環境学習の場の提供による自然環境の保全の主要な取組を「赤穂こどもエコクラブをはじめとする体験学習や環境イベントの充実」に修正し、2つ目として、「県・近隣自治体と連携した環境啓発活動の展開」を加筆します。

続いて、施策の展開4資源循環型社会の構築の主要な取組に、「食品ロス対策の推進」を加筆します。

続いて、目標指標の指標名になりますが、「水道配水池の耐震化率、水道管路の耐震化率」のうち「耐震化率」を「更新（耐震化）率」に修正します。これに伴い事前にお配りした参考資料9の目標指標一覧の中の文言も修正します。

続いてA3資料の5ページ、計画書案60ページの施策「⑮快適で潤いのある住環境をつくる」の施策の方針、2行目の「空家等対策については、」の次に、「流通・活用の促進や特定空家等の解消等、」という文言を加筆します。

続いて65ページ、施策「⑯活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する」の施策の展開

1 農業・漁業の担い手の確保・育成の主要な取組の2つ目、「地域との連携」の前に「幅広い人材の確保に向けて」という文言を加筆し、3つ目の取組として、「円滑な経営継承等を促進するため、農業経営の法人化への支援」という文言を加筆します。

続いてA3資料の6ページ目、計画書案73ページの施策「㉔住み続けたい赤穂市の魅力で移住・定住を促進する」の施策の展開1赤穂の魅力発信の2つ目、「定住相談会への参加・出展」という文言を「定住相談会等の実施・参加・出展」に修正します。

続いて77ページ、施策「㉕夢と志を育むことのできる教育環境をつくる」の目標指標から「学習用コンピュータ1台あたりの児童生徒数」という指標を削除します。

続いて、施策の展開3「すこやかな体」の育成の主要な取組に「発達段階に応じて、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における「食育」を推進」という文言を加筆します。

続いてA3資料の7ページ目、計画書案79ページの施策「㉖未来を拓く青少年の若い力を育てる」の施策の展開3指導相談活動の充実の主要な取組に、「スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施」と「適応教室（ふれあい教室）での学校復帰に向けた指導機会の充実」を加筆します。

また、施策の展開の4つ目として、「教育と福祉の連携充実」という項目を追加し、主要な取組として、「スクールソーシャルワーカーとの協働による教育と福祉の連携充実」を加筆します。

続いて、目標指標に「スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置」を追加し、基準値を2019年度の5校、目標値を2025年度は5校、2030年度は5校とします。これに伴い事前にお配りした参考資料9の「スクール・カウンセラーの各校配置（連携校を含む）」の指標説明を修正し、「スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置」の指標説明を加筆します。

続いて81ページ、施策「㉗生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる」の施策の展開4スポーツ活動の推進の主要な取組の4つ目として、「スポーツ指導者の充実」という項目を追加します。

続いて84ページ、施策「㉘歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する」の現状と課題2つ目、「歴史文化遺産を活用した」の前に、「日本遺産をはじめとする」という文言を加筆します。

続いて、施策の方針1段落目を修正一覧の52番から54番に記載しているものをまとめて修正し、「赤穂市には2件の日本遺産が認定されているなど、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根差した歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めます。このため、市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高めるように取り組みを進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。」に修正します。

続いてA3資料の8ページ目、計画書案87ページの施策「㉙地域の多様なコミュニティ活動を活性化する」の施策の展開2の項目名を「小規模高齢化集落の活動拠点の活用」に修正します。

続いて95ページ、SDGsとの関係性について、SDGs一覧表で施策⑭に「2 飢餓をゼロに」●印を追加します。また、SDGs一覧表の下に、「UCLGが示す自治体の役割」についての一文を記載します。

続いて、各施策のページに、該当するSDGsの目標のマークを掲載する予定にしています。こちらは、最終的に冊子の製本をするときになりますが、表記するように修正します。以上です。

(委員1名 遅れて入室)

議長 今の説明について、何かございましたらお願いします。

委員 A3資料7ページの52番について、赤穂市には2件の日本遺産があるとあるんですけども、この日本遺産を2件でよろしいんですか。件と言って大丈夫なんですか。文言の問題です。

事務局 こちらの件という表現なんですけど、赤穂市の文化財課の方で文章を修正しておりますので、大丈夫です。

委員 分かりました。

委員 A3資料3ページの20番について、各種情報発信等を通じた市民の子育て支援意識の強化というところがあるんですが、自分自身が意識を強化していくという部分については分かるんですが、行政が情報発信等を通じてということであるならば、市民に対してということだと思ってしまうんですが、市民の子育て意識の醸成とした方が、言葉の使い方としては合うのかなと思いました。あと、計画書案33ページ施策「②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える」の施策の展開2安心して子どもを産み育てる支援の充実の主要な取組の「不妊・不育に対する支援の充実」という文言があるんですが、この文言を見たときに、何かデリカシーがないような、不妊症とか不育症というようなですね。ちゃんと不妊症、不育症に対する支援の充実というような表記の方がいいのかなと思ったところなんです。以上です。

事務局 ただいま頂きました2つのご意見については、担当課に確認し、表記の修正等を行います。

委員 A3資料7ページの49番について質問です。目標指標「スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置」について、基準値2019年度「5」、目標値2025年度「5」、2030年度「5」と目標が現状維持していくとなっているんですが、目標指標を追加するなら、数値を入れるなら、増えるか減るか、数値的には現状維持するなら、項目的にどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、担当課から、現在維持している数字を今後も減らさずに現状維持

して頑張っていきたいというところで、3つとも同じ数字になっています。

委員 何か注釈が要りそうですね。はい。分かりました。

委員 今回の件で、なるほどと思った次第です。もし、そのままの数字、5、5、5って書くのならば、どこか上もカウンセラー1人当たりの児童数というか、それをより充実するんだっていうものが数字的に見える形で何か加えると、文章で書くよりは説得力があるのかなっていうふうに思いました。今、1校につき1人っていうことを減らさなくて、複数、2校につき1人みたいにならないという意味ですよね。児童数が減っても、必ず各校に置くということをや文章表現するか、もしくは、その学級数の1人当たりの担当学級数とか児童数とか、今は、例えば150人担当しているというか、それが75人になっても1人配置するみたいに、数値で見えるか、どちらか付け加えていただくと、おっしゃるようなその誤解がなくいけるのかなということにはちょっと思いました。

以上です。

議長 注釈の代わりに能力というか、1人当たりというか、そういう形に書いたら、こちらの意図が伝わるのではないかということですね。

事務局 ただいま頂きました意見について、参考資料9で目標指標一覧という形で指標の説明を載せているんですが、こちらに「2030年度（令和12年度）まで5中学校区すべての配置を維持していきます。」という形で修正します。

委員 計画書案44ページ施策「⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる」の現状と課題のところ、これは優先順位の高い順に並べられてるのか、それとも、ただ並べているのか、私には判断しかねたんですけれど、農業従事者の減少および高齢化による、ため池等の管理体制の弱体化、これが一番に来るっていうのはちょっと変かなという気がします。やっぱり災害ということでインパクトのある内容を上にもってくるべきで、ため池の管理も決しておろそかにしていい問題ではないんですけれど、なるべくインパクトのあるものから羅列された方がいいんじゃないかと思ったことと、45ページの目標指標にある「ため池ハザードマップの作成」というのが指標ということになってますけれども、この作成は、印刷できたら完了ということではなくて、これを使って周知徹底するということが指標になるんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

事務局 ただいま頂きました意見についてですが、こちらは現状と課題と施策の展開、目標指標のそれぞれ順番に並ぶようにしています。ただ、その順番の並びについてどれが重要で、どれが一番というような形では並べてなくて、現状と課題に上から記載している内容の順番に対応して施策の展開と目標指標を並べています。委員のおっしゃるように、現状と課題に記載する順番につきましては、重要な順番というのを考慮して、並べ替えをさせていただきます。

また、ハザードマップの作成については所管課が作成したら終わりではなく、当然、防災

ハザードマップと同様に、作成後は周知・啓発を必ず行います。ただ作って終わるのではなくて、きちんと周知していく、所管課で周知していくという考え方で作っていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 施策「⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる」のところで感じたのが、河川に対する整備とかそういった文言があまり出てこないのが違和感があるんですけど、防災とその河川っていうのは非常に密接な関係があるので、もう少し河川ということに対する整備であるとか、何かそういった方針があってよかったんじゃないかなと思います。

事務局 河川整備については、表記が分かりにくかったかもしれませんが、施策の展開 2 防災インフラの整備促進の主要な取組の中で、河川整備についても県と協力しながら要請したりとかですね。そういう形でやっていくということは表記はさせていただいてるんですが、委員おっしゃるように、分かりにくいというようなことがあれば、担当課にも聞いてみまして、修正ができるか調整させていただきます。

委員 未来創造委員会のときに、千種川の下流にも監視用のカメラをつけたらどうかという提案をさせていただいたら、それはもう既に着工してるか、ある程度進んでるというような話だったんです。それで、防災の面からは、リアルタイムの情報というのが絶対に不可欠だろうと思いますので、その辺のことも何かあったらよかったなというふうに思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。河川につきましては、兵庫県が管轄しておりまして、要望を出しながら、そして、また連携しながら、これからも取り組んでいきたいと思っております。そして、さらに詳細な整備等につきましては、関連個別計画にもごきます地域防災計画でありますとか、赤穂市国土強靱化地域計画において取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 SDGs に関連するところですが、計画案にも 17 項目、これ本当に高邁な理念でありまして、立派です。学校教育では、これ 17 全部取り上げたりしますが、これをここに全部並べたところで、赤穂市の総合計画ですよね。ならば、この市に合った、もう少し一般の住民にも、これは絶対取り組まなければというふうにある程度自覚が持てるような、この 17 項目をずらっと並べるのではなく、市民として取り組むべきものという実感が持てる形で、例えば整備するなり、選ぶなり、何年かでこれだけは絶対にゴールしたいとか、もう少し具体的な目標を持った形で提示した方がいいのではないかと思います。これは恐らく誰もが、余りにもよく目にし過ぎた 17 項目ですよね。もっと実感のある形が必要かと私は思います。どうでしょうか。

事務局 ただいまのご意見でいくと、例えば、一覧表でいきますと 1 番の施策に、例えば、17 のゴールで 1 番、2 番、8 番、10 番、11 番、17 番と回答しているものがありますが、その中でも、例えば、その中から 1 つ、2 つ選んで重点的にやってはどうかということでもよろ

しいんでしょうか。意味合いとしては。

委員 いや、私が見てたら、どれかに全部当てはめないといけないぐらいに、非常にこの何度も使いますけど、すばらしい高邁な、この理念にちりばめてるようになってるのであって、市民としてはもう少しこれを優先にとか、例えば、何年間のうちで、これを中心に、ここをもっとやるとか何かしないと、17項目って、これすごい量ですよ。何かの施策も見たりしたら、もう少し住民の、例えば、これが優先されるべきとか、これが大切なんだ、自分たちもそう思うとか、啓発的にも、また、自発的な意思も湧いてくる、それに何とか努力しよう、そういう思いになれるような、私は整理したものを提示するべきと思う。これ17ありますけれども、特に赤穂市としては、これを重点的にやっっていこうと思って、何か整理されたものの方がいいと思います。市民の人たちが見て、これを私たちが全部今取り組むというよりは、もっと重点的なものがあるのではないかと。だから、整理した方がいいのではないかとというのが、私の考えです。

委員 このSDGsですけれども、さっき委員が言われたように、すごく当たり前のようにたくさん掲示されているってことですけど、まだまだ本当に知らない方もいらっしゃるので、こういうものがあってっていうことの意味では、私はこの17の項目を書くのはいいと思います。赤穂市がどこに力を入れてるかっていう部分が必要かどうかは分かりませんが、この丸の数が縦に多いところがやはり重点なのかなっていうのをまず思うのと、その施策の中で、黒い丸が並んでますけれども、もし可能であれば、一番よくあるじゃないですか。二重丸が1つで、あと丸みたいな。何か、例えばそういった形に変えるとか、そこは事務局で何か考えていただけたらと思います。

議長 まあなかなかね。SDGsを知ってる方と知ってない方が随分幅がありますので。このことに関して、いかがですか。ほかの委員さんの方から。

委員 何項目かという意見ですけども、17全て重要じゃないかと思います。これを何項目だけ上げて、これをまずやる。次にこれをじゃなしに、一斉に上げて、それぞれ人によって、どれが重要か違いますよね。個人差がありますよ。だから、私は、逆に全部上げる必要があると思います。さっき委員さんが言ってましてけども、黒丸がついてますよね。これで、その重要度が全部分かるわけですからね。

それだけです。以上です。

議長 まあ強弱はついてるということですね。

委員 はい。

事務局 ご意見ありがとうございます。私どもの方では、SDGsの理念につきましては、現在の総合計画でも次の2030総合計画でも合致した取組を行っていくというふうに考えてお

ります。そのため、丸をつけてあるところは、全部重要なものだとは考えております。総合計画の施策全部が重要だと考えておりますので、SDGsにつきましても、全て重要な取組になっていると思います。そして、SDGsとの関係性につきましては、基本的にこの表でいいましたら、17の施策、ほとんど全部丸をつけさせていただいております。この意味合いでございますけれども、行政が取り組んでいく事業、こちらにつきましては、各種団体さん、市民の皆さんをはじめとして、企業さん、皆さんと一緒に取り組んでいく、そういうことを考えて丸をつけておりますので、いろいろな団体さんの共通の言語としてSDGsを使っていくと。そして、総合計画の取組の普遍性や合理性についてSDGsと同様に理解していただき、その上で、皆さんと協働していろいろ取り組んでいきたいという考えをこの表で表しております。いろいろご意見頂きましたけども、このまま進めさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長　　まあ抜けてるところはないので、強弱のところはね。しっかり表われてないんです。また、これからの取り組みの中でお願いしたいというふうなことです。よろしいでしょうか。

議長　　ほかにございましょうか。
それでは、この修正案をもってパブリックコメント案とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、赤穂市総合計画修正一覧の修正箇所を反映した形の2030赤穂市総合計画案をパブリックコメント案とさせていただきます。

続きまして、5、その他1、パブリックコメントの実施についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　パブリックコメントの概要という形で事前にお配りした資料をつけさせていただいております。こちらの方に書いておりますとおり、パブリックコメントを7月3日金曜日から8月3日月曜日まで1か月の間において、2030赤穂市総合計画の策定にあたり、広く市民の皆様からご意見を伺いたいと思っております。計画案の公表につきましては、市のホームページ、市役所4階企画政策課政策担当の窓口、各地区の公民館9箇所で、この計画案を見ただけのようにさせていただきます。意見を提出できる方は、市内に在住、在勤、在学の人。また、市内に事務所や事業所等がある法人団体等に限ります。提出方法につきましては、ご意見と住所、氏名、または団体名、電話番号をご記入の上、企画政策課の政策担当までご持参いただくか郵送、ファクス、メールのいずれかの方法により提出していただくようお願いいたします。書式については自由しております。ご意見の取り扱いにつきましては、提出いただいたご意見の概要と検討結果については、次の方法により公表をいたします。内容が類似する意見等については、取りまとめて公表することがあります。公表については市のホームページ、市役所4階企画政策課政策担当の窓口、各地区の公民館9箇所で公表をさせていただきます。ご意見を頂いた方の住所、氏名、電話番号は公表いたしません。また、個別にご意見に対する回答もいたしません。あと、結果報告について、こちら総合計画の審議会でも結果報告を8月にさせていただく予定にしております。提出先、問い合わせ等は、企

画政策課政策担当という形になっております。

以上でパブリックコメントの実施については説明を終わらせていただきます。

議 長 今の説明について何かご質問等ありましたらお願いします。
前回のときはどのぐらいありました。ご意見とかご質問は。

事務局 すみません。資料を持ってきていないです。

議 長 わかりました。
その他、事務局から何かありますか。

事務局 6月12日開催の第1部会において、参考資料4赤穂市の現状の5ページの合計特殊出生率について、委員よりご質問がありましたので、数字の出し方、計算の仕方とかそういったところを説明させていただきたいと思います。こちらについては、株式会社ぎょうせいの方から説明していただきますので、資料4の5ページをお願いします。

合計特殊出生率について補足的に説明をさせていただきます。合計特殊出生率、既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、簡単に申し上げますと、女性が一生の間に平均して子どもを何人産むかというような数字を計算して出してるものです。基本的には、この数字を出すために必要なデータというのがございまして、1つは、女性が毎年毎年何人の子どもを産んでいるか。例えば、赤穂市の合計特殊出生率を出すためには、赤穂市で女性が1年間の間に何人の子どもを産んでいるか。より細かく申し上げますと、5歳刻みで、例えば、15歳から19歳の赤穂市に住んでいる女性が、この1年間に何人の子どもを産んだか。同じように20歳から24歳までの女性が何人産んだか。そういう数字が必要となってきます。それから、もう1つ必要なデータは、赤穂市のその年の人口、女性の人口が5歳刻みで、その年に15歳から19歳の女性が何人赤穂市に住んでいらっしゃるかという、その2つの数字が必要です。それは簡単に言えば、何人の子どもが生まれたかという数字と、何人の人口がいるかということです。それを基本に計算をしますから、全国であれ、兵庫県であれ、赤穂市であれ、計算の仕方は基本的に同じです。ただしがありまして、国は毎年、基本的には国勢調査の人口を使うことになっております。その人口については、国は、生まれてくる子どもの数に関していうと、全国統一で、人口動態調査というのがございまして、その中で今申し上げた5歳刻みで女性が何人それぞれ産んでいるかという統計データがございまして、この何人の子どもが生まれたかという数字については、全国統一、同じデータを使うことができます。赤穂市であれば、赤穂市の人口動態調査の中の数字を使えばいいし、全国であれば、その全国値を使えばいい。ただし、もう一つの人口の方、こちらが非常にややこしくて、我が国ではもう既にご承知の方いらっしゃると思いますが、法制的には人口と言われるのは国勢調査の人口をもって人口とみなすのが制度上の決まりでございまして、したがって、国は合計特殊出生率を計算するときには、国勢調査の人口で計算をします。ただし、国勢調査は非常にいい調査なんですけど、使うときのことを考えると不便な点が1つございまして、5年に1回しかこの調査がないんです。一番最近では2015年度国勢調査なんですけど、201

5年の合計特殊出生率、全国の値と各都道府県別の値は5年に1回、国が計算をして出してくれます。ただし、市町村別は出しません。合計特殊出生率に関していうと、国は毎年毎年の全国の値は計算をして出します。国勢調査以外の年はどうやってその人口を出しているのかというと、国は国勢調査の人口をベースに、毎月毎月の死亡者、出生者の数を足し算、引き算をして、女性の5歳刻みの人口を全国値として把握をしてるから、国勢調査によるとみなすことができるような人口をおさえてるわけです。したがって、その数字を使って計算します。

そういう状況の中で、各市町村は、合計特殊出生率をどうやって計算をしているのかということになってくるわけです。皆さんも、例えば赤穂市の合計特殊出生率知りたいなと思ったときに、まず一番いいのは、赤穂市のホームページをしてみる。そうすると、自治体によっては、うちの市では合計特殊出生率こうですよって計算をしたやつを載せてる自治体もございますが、非常に少ない。市町村別でいうと。兵庫県のホームページを見てみると、ひょっとしたら県が計算をして赤穂市の載ってるかもしれないなで見てみる。そうすると、兵庫県は親切に県内の自治体別の合計特殊出生率を公表しています。ただし、先ほど申し上げましたように、国勢調査が5年に1回しかございませんので、5年に1回の数字だけ載っています。したがって今でいうと、2015年の合計特殊出生率、県内の合計特殊出生率が最新値として載っているという状況です。赤穂市の合計特殊出生率はこれですよって言って、2015年の数字を出しとけばいいじゃないかという考え方があると思います。その前といたら、もう2010年になるわけです。5年に1回しかない。もしそういうふうにして、市独自では計算は特にせず、そういうふうに県がやってくれた数字であるとか、国勢調査の年だけの数字を、うちはもう合計特殊出生率ですよとやってる自治体もあるわけですけども、皆さんご承知のように、例えば、地方創生とかの中で、特に合計特殊出生率っていうのは、新聞とかテレビでもよく報道されるので、赤穂市の今の合計特殊出生率、幾らなんだよという、市民の方のニーズも非常に高いわけですね。そうすると、市では独自に計算をして出さざるを得ない。国勢調査のデータがございませんので、基本的には住民基本台帳の人口を使って計算をさせていただかざるを得ない。今、皆さんのお手元の資料は、そういう意味で、赤穂市の合計特殊出生率については、住民基本台帳の人口を使って計算をさせていただいているので、例えば、兵庫県のホームページに載ってる2015年の数字がちょっとこれと違うじゃないということが出てくると思います。それは、もう今申し上げたように、ひとえにデータ、県のやつは国勢調査の年だけの数字なので、国勢調査の人口を使っているけれども、赤穂市のこのグラフの中では、1年ごとの毎年の数字を出したかったがために、住民基本台帳の女性の人口を使わせていただいていますよということになります。

もう一つ補足的に申し上げれば、国勢調査と住民基本台帳では何が違うのかです。これは皆さん、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、住民基本台帳は、基本的に赤穂市に住民票を置いてる方、住民登録されてる方の人数になります。国勢調査は、別の言い方で、よく実態人口というふうにも言われることありますが、住民票が置いてある置いてないは関係なく、実際に赤穂市で暮らしてる方の人数です。例えば、よくあるのは、若者とか高校を卒業して、まだ赤穂市の実家に住民票を置いたまま、実は大阪で暮らす、あるいは東京で暮らすというような若者は珍しくないわけですが、そうすると住民基本台帳上は赤穂市の人口なん

だけど、国勢調査でいうと、東京なり大阪でカウントされるということになります。そうすると、そういう若者が例えば多いと、国勢調査の人口よりも住民基本台帳の人口の方がその分多くなるということになります。合計特殊出生率がそれにどういふふうに関係してくるかという、今申し上げたように、女性の人口が、住民基本台帳がそういう方が仮に多くて、多いということになれば、合計特殊出生率を計算する上では女性の人口を単純に入れれば、分数でいうと、分母、割り算をする割る方の数になりますので、住民基本台帳の人口が実際の人口より若干多くなると、合計特殊出生率は小さめに計算されるということになります。国勢調査でやるよりも、そういうような違い出てくるんですが、先ほど申し上げましたように、統計上の毎年の人口データが国調では手に入らないということから、やむなく住民基本台帳でやらせていただいている。使いものにならないのかと、そういうことはございません。この赤穂市の5年間なりの毎年のこのグラフを見ていただくと、毎年このくらい変化してるんだな。この5年間の中では、計算方法は統一的に同じ方法でやっていますので、赤穂市のこの変化を見る上では、何ら問題はない。確かに合計特殊出生率、少なくとも上昇傾向ではなくて、少しずつだけでも下がっているなっていうことは、きっちりこのグラフから手に入る、分かる、ご理解いただけると思います。

それから、このグラフで何を理解しておく必要があるかという、皆さんご承知のように、合計特殊出生率でいうと、1人平均やっぱり2.07とか2.08、この水準がないと人口が維持できないわけです。そうすると、今申し上げたように、住民基本台帳であれ、国勢調査であれ、この今赤穂市でいうと1.3とか1.2ぐらいのレベルであることはもう間違いないわけです。そうすると、みんなで考えないといけないのは、このぐらいの合計特殊出生率で良しと考えるのか。これ、基本的にはお子さんを産む産まないっていうのは、最終的には個人の価値観の問題ではございますけれども、基本的にもう少し子どもを増やしていこうとすれば、1人でも多くの若い女性、あるいは、若いカップルが子どもが欲しいなと思ってもらえるような環境にしていけないといけない。あるいは、子どもが欲しいと思った人が無理なく出産をできるような、そういう支援をしていけないといけない。もし、仮に市として、あるいは、市民の皆さまの合意として、そういうことが必要だと考えるのであれば、そういうふうに関係特殊出生率を少なくとも今の水準でなく、もう少し高くしていこうと、そういう判断をするための1つの目安、そういう材料だというふうにご理解いただければいいのかなと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

委員 ご丁寧ありがとうございます。前回の部会で、最後に私がお質問を申し上げたことだろうと思うんですが、質問の趣旨はですね。まず、近隣市町が大体1.4台の合計特殊出生率をもってると。赤穂市は、平成25年、2013年の1.41。このレベルだったら、全国ベース、県内の数字と何ら遜色はないと。ところが、年々減少傾向をたどって、国、あるいは、他市町は、ほぼ同程度の水準を維持してるんですが、赤穂市は0.3ポイント近く下がってますねと。この辺のところ、この10年計画の基本的なところだろうと。いわゆるその人

口が全てですからね。国、あるいは、市の繁栄は、人口がいかに増加するかしないかと。既に人口は減少局面に入っていると。赤穂市も移住・定住等いろいろ施策を行っていますが、根本的に子どもが生まれず、産む数が少ないという状況がありますねということ、ご質問を申し上げたんですが、今の説明ではですね、計算方法なんかをいろいろとご説明をいただいたんですが、聞きたいのは、赤穂市と他市町と、あるいは、県、国との関係で、ここから類推される、あるいは推測できる原因は、専門家としてはどういうふうなところに原因があるかということをもう少し具体的に聞きたい。今の説明の中で、転入転出とか他府県への就職とか云々ということで、実態が反映してないんじゃないかというご指摘がございました。これは、当然1つ原因だろうと思います。ですから、市としても、その辺のところを正確に把握をしていただいて、この数値を出さないと、市民には正確には訴えられないというように私は思うわけなので、そここのところの整理をお願いしたい。もう少しほかに原因があれば、お聞きしたいと思うわけです。

あと参考資料4 赤穂市の現状の6ページ、転入・転出者の推移というところで、転入と転出の違いもあれば、その辺のところと、若い世代が赤穂市に来ないということで高齢化が進んで、当然、合計特殊出生率が小さくなってという現実になってくると思うので、そここのところをもう少し取り組まないと、10年計画はなかなか実現しないのではないかというふうにしてのご質問で、合計特殊出生率の説明はありがとうございました。原因追求をもう少しお聞かせ願えればと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長 これは、むしろ市の方が考えるですね。我々が考える話ではなくてね。統計的なことの根拠はお話しいただいたんですが、その先まで聞くのは酷かなと。市の方で一生懸命考えていただくということで、よろしくお願いします。

そのほか、ありますか。

委員 素朴な疑問なんですけど、このパブリックコメント、提出できる方が市内に在住、在勤、大学の方とあるんですが、私は姫路市立城内図書館で視覚障害者の方向けの音訳のボランティアをしております。そういった方たちは広報などは声で録音したものが届けられると聞いております。その視覚障害者の方がこんなパブリックコメントがあるんだ、じゃ、これを私が知りたいとなったときに、この膨大な資料をそういった視覚障害者の方はどうやって知ることができるのかなと、ふと疑問に思いました。やっぱり目に見えない方ってというのは、こういった情報が声か点字なんですか。でも、この膨大な資料を点字に訳すのはすごく大変だし、じゃ、録音しなさいって言われたら、これもすごく大変な作業なんですけど、やっぱりユニバーサルな社会の中で、できたらそういった方たちから、そういうお問い合わせがあったときに、どうされるのかなと素朴な疑問です。

事務局 ご意見ありがとうございます。こちらで考えてみます。

委員 今までのパブリックコメントいっぱい出てますよね。まだ、実際はやってないということですね。

事務局 そうです。

委員 実際は、ただ冊子を並べてあるかどうかだけのことですよね。

議長 検討をお願いしますね。

委員 文言について気になる点が1つありまして、追加資料で頂いた土地利用図、その中で「都心エリア」「都心交流ライン」など、都心という言葉が出てくるんですけど、この2030の計画では、まちづくりって言うてるから、まちのね、その辺の何か言葉の整合性、都心っていったら、すごい大都市とかっていうイメージが大きくなってしまいうので、イメージ的にずれがあるのではないかなと思うんですけど、違和感がある。こういう計画書では都心って言うのが一般的なのでしょうか。

議長 この地図はいろいろ意見があって、ここに落ち着いたんですけども、まだちょっと改善すべきところがあるというか、その件です。

委員 2030の計画書の中には、都心って言葉は出てこないですよね。多分。

事務局 ご意見ありがとうございます。こちらの土地利用図につきましては、今のところですが、20年前の総合計画を継続性をもたせた表ということにさせていただいております、昔から都心交流、それから、都市生活、それぞれエリアとかラインとかありますけども、より分かりやすい表現でという形でさせていただきましたので、こういった形にさせていただいております。その継続性をもたせていただいているというところでご理解いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員 継続性というのは、前からずっとこれを見てて関心がある人ということになりますけど、ぱっと見て、誰が見てもというところで、これが都心という部分を、赤穂市が都心というイメージが浮かぶかどうかですね。ユニバーサルなまちづくりって言って、都心という、何かちょっと違うっていう。偏見かもわかりませんが。

事務局 ご意見ありがとうございます。こちら、文言ですね。都心とかそういう都市生活とかっていうところで、今ちょっとイメージとしてというところもあるかもしれません。こちらについては、当然、この後にはなってくるんですけど、それぞれの関連計画等をつくっていく上でも、こちらの言葉っていうのも少し関わってきまして、当然、この後、来年になるんですが、国土利用計画であったりとか、都市計画マスタープランであったりとか、そういったものを作っていくにあたり、この総合計画で定めた方向性っていうのに基づいて作っていくところがありまして、一概にすぐに変えるとかいうところも難しいところがありますので、この辺については、検討をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 はい。

委 員 パブリックコメントを公表する場所として、公民館がありますけど、そこに何部置かれるんですか。まさか1部じゃないですよ。何部ですか。

事務局 それぞれの地区の公民館に1部を予定しています。

委 員 1部だけ。

事務局 はい、1部置かせていただくように考えております。

委 員 もし、関心のある人が何人か行って一緒に読もうと思ったら、その1部をみんなで見るというわけですね。そういうことですか。そこで話し合っ、グループの意見みたいなものもまとめるようになってしまいますけど、個人で時間をかけて見ようと思ったら、何部か置いて、中には本当に真剣にきちんと見ようというふうな人がいるんじゃないんですか。何部か置いておいた方がいいんじゃないんでしょうか。

事務局 基本的には1地区の公民館には1部なんですけど、そういった見る人が複数人重なった場合などは、事務局に連絡を頂いたら、対応はさせていただきます。

委 員 コピーをとるんですか。事務局が様子を見て連絡を取って。

事務局 そうです。こちらに連絡を頂けたらと思います。

委 員 で、余分の、または、必要なコピーをとということですか。

事務局 そのときにどのような対応になるかはありますが、基本的に複数になった場合とか、例えば、一遍に3人とか来たときとか。

委 員 もう限られた1か月しかない間に読めっていうことですからね。本当に関心を持って住民に意見を求めるのであれば、限られた1か月間の中に、いかにみんなに関心を持って読んでもらうということになったら、様子を見てもらうんじゃなくて、最初に何部か置いといててもいいと思うんですけども、それは思いました。

以上です。

事務局 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

パブリックコメント後のスケジュール、ちょっともう一度お願いできますか。

事務局 7月3日からパブリックコメントを実施しまして、8月3日で終了になります。その後のスケジュールについてですが、8月の中旬に、このように皆さんにお集まりいただきまして、パブリックコメントの実施結果の報告と、最終的な答申案の作成についてご協議いただく形を考えております。開催日のご案内については、改めて事務局からお知らせさせていただきます。

議 長 予定していた案件は以上なのですが、何かこの際ありませんか。
ないようですので、本日の会議は終了したいと思います。どうもご苦労さまでした。